

審議案件 第1号

建築基準法第51条ただし書き 許可について

企画財政部 都市計画課

建築基準法第51条ただし書きの許可について

都市計画区域内では

卸売市場	火葬場	と畜場	汚物処理場
ごみ焼却場	ごみ処理施設	廃油処理施設	廃棄物処理施設

なくてはならない重要な施設であると同時に
周辺の環境に大きな影響を及ぼすおそれがある施設

II

原則

都市計画において、その敷地の位置が決定しているものでなければ、
新築し、又は増設してはならない。(都市計画決定)

都市計画決定を行うと…

都市計画事業の認可により、土地収用などが、可能となることから、公共性の高いものであることが必要。
(公益性、広域性、恒久性が低いものは都市計画決定に馴染まない)

例外(ただし書きの許可)

都市計画審議会 の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認め許可した場合は、新築し、又は増設することができる。

特定行政庁が都道府県都市計画審議会(その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会)

凡例

-  :半径300Mのライン
-  :搬出経路
-  :工業専用地域
-  :第一種中高層住居専用
-  :第一種低層住居専用
-  :準工業地域



